ふるさと納税に関する住民説明会議事録

日時:令和2年10月29日(木)午後6時30分

場所: 奈半利町民会館 2階 ホール

次 第

進行: 奈半利町地方創生課 畠中 敏幸

- 1 開 会
- 2 挨 拶 奈半利町長 竹﨑 和伸
- 3 説明内容
 - (1) ふるさと納税の一連の事案について
 - (2) 経過について
 - (3) ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて
 - (4) ふるさと納税寄附金の活用実績等について
 - (5) 再発防止策の策定について
- 4 質疑応答(意見交換)
- 5 閉 会

1 開会:午後6時30分

2 町長挨拶

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、住民説明会に御参加いただきましてありがとうございます。この度はふるさと納税に関する一連の事案により住民の皆様、寄附者の皆様また関係各位に多大な御迷惑と御心配をかけ、行政に対する不信感を招き誠に申し訳ありませんでした。心から深くお詫び申し上げます。

この一連の事案につきましては、配布資料の1ページ・2ページに記載させていただいております。まず、概要については令和2年3月3日にふるさと納税に関する不祥事により2名の職員が逮捕されました。それを機に同年3月5日付けで総務省から地方税法に基づく報告を求められ、調査を開始したところ、総務省へ提出していた申出書が虚偽の内容であったことが発覚し、更に地方税法に定められた基準に反した返礼品の取扱いがあり、令和2年7月23日から2年間ふるさと納税制度からの指定を取り消される処分を受けることとなりました。

また、既に逮捕されております職員2名が受託収賄罪で再逮捕・起訴され、そのうち1名は更に収賄罪で逮捕・起訴されております。これらの要因といたしましては、チェック体制の甘さ、公務員倫理のモラルの問題等の様々なことが考えられます。

中でも特に大きな要因としては、受託収賄罪等で逮捕・起訴された職員がほぼ 1人でふるさと納税に関する業務を担当し、寄附額を大きく伸ばして実績を残 す中で、上司であっても口を挟みにくい状態が醸成されチェック機能が働かな くなっていたこと、合わせて、その職員を信頼しきっていたことで判断ミスが生 じるなど、長期間に渡って人事異動もなかったことにより、不適切な行為にも気 づくことができなかったことなどが考えられます。

また、行政組織は、文書決裁などを通じて複数の目でのチェック機能が働くものであり、不適切な書類が作成された場合、通常、担当課の課長補佐又は課長でチェックがかかるべきところでありますが、今回の事案は、チェックするはずの課長補佐及び課長が不適切な行為をしており、不正の発覚がし辛い状態となっておりました。このような状態を放置したことは痛恨の極みであり、管理監督責任及び任命責任は極めて重いと認識しておるところでございます。

また、職員2名の訴訟状況についてでございますが、「電磁的公正証書原本不

実記録幇助、不実記録電磁的公正証書原本供用幇助、受託収賄」の罪状で元課長が、同罪状に加え「収賄」の罪状で元課長補佐が起訴されておりますが、公判はまだ開かれておらず、初公判の日も分からない状況であります。

また、両被告ともに報道等によりますと黙秘をしていることが伝えられており、接見禁止の状況も続いております。一方、贈賄側の1件目は令和2年8月5日に初公判が開かれ起訴内容を認めて、その後、2回目の公判が同年10月14日に開かれ、次回の公判で判決が出る予定であります。また、もう1つの贈賄側も令和2年10月15日に初公判が開かれ賄賂を渡したことを認めている状況であります。これらの事案が生じた原因については、議会の特別委員会や第三者委員会からの報告書により様々な要因が挙げられているなか、特にチェック体制の不備については厳しく指摘を受けております。

また、不祥事を行った当人でないと分からないこともあると思われますが、そ れ以外にも複数の要因が絡み合って生じたものと推察されます。このことにつ いては奈半利町役場内の職場で生じた不祥事であり、職員全員が当事者意識を 持ち、何故不祥事に至ったのか、どのような職場環境・組織体制がそれを許して しまったのか等の検証を行い、当該報告書と合わせて思慮しなければならない と考えております。再発防止に向けましては、人事の適正化に始まり、研修体制 の見直し、チェック機能の強化・透明化等あらゆる方面での改善が必要であると 考えており、議会の特別委員会及び第三者委員会からの指摘事項並びに皆様か らの御意見を踏まえまして、具体的にスケジュールを決め、議会と協議をしなが ら、令和3年3月を目処に再発防止策の策定をしたいと考えております。そして、 二度とこのような不祥事が起こらないよう、また、失った信頼を取り戻せるよう に職員が一丸となって取り組んでいく所存でありますのでよろしくお願い申し 上げます。なお、この後担当課長より一連の事案の経過について説明をさせてい ただきますが、説明終了後に皆様から御意見御質問を受けることになります。た だ、職員が受託収賄罪等で逮捕起訴された事案につきましては初公判もまだ開 かれておらずまた両名とも黙秘を続け接見禁止の状況で詳細な内容は把握でき ておりませんのでお応えできる内容は限られた範囲になろうかとは思いますが、 何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3 説明:久武地方創生課長

地方創生課長の久武と申します。私からは、一連の経過、以下について説明させていただきます。着席で失礼致します。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。経過につきまして、時系列に 沿って説明させていただきます。

平成 21 年4月1日ふるさと納税制度が施行されました。平成 27 年4月1日 と平成 28 年4月1日に全国的な返礼品の過当競争を受けて総務大臣より趣旨を 踏まえた良識ある対応を求める通知がありました。

平成29年4月1日には総務大臣より返礼割合3割以下、翌年の平成30年4月1日には返礼割合3割以下で地場産品であることが適当であるとの通知がありました。ただしこの時点では国からの要請であり法的な縛りはありませんでした。

平成31年3月29日に地方税法の一部改正が公布され、総務大臣による地方団体の指定、返礼割合3割以下、返礼品は地場産品であることが法令化されました。これを受けまして町長が担当課に対して3割基準への対応を指示しております。

平成31年4月8日に奈半利町から6月1日からの指定に向けた申出書を提出し、令和元年5月15日付で総務大臣より指定団体通知があり令和元年6月1日から令和元年9月30日までの指定を受けました。令和元年6月1日には地方税法の一部改正が施行され、返礼品は返礼割合3割以下で地場産品であることが義務化されました。

令和元年7月22日に奈半利町から10月1日からの指定に向けた申出書を提出して、令和元年9月19日付で総務大臣より指定団体通知があり令和元年10月1日から令和2年9月30日までの指定を受けました。

その後、令和元年10月1日に返礼品を審査するための奈半利町ふるさと納税 返礼品等選定委員会を設置して、令和2年3月2日までの間に7回実施しております。

令和2年3月3日に地方創生課の元課長及び元課長補佐が虚偽の住民異動届 提出等の容疑で逮捕され、後に元課長は受託収賄罪で再逮捕、元課長補佐は受託 収賄罪及び収賄罪で再逮捕され、それぞれ起訴されております。

令和2年3月5日には総務省から地方税法の規定による報告の求めがあり、返 礼品等に関しての調査を始めました。令和2年5月18日に自粛して寄附金の受 付を停止しました。

令和2年7月15日総務省からの報告の求めに対しての回答を提出しました。 令和2年7月21日に第三者委員会からの報告書が提示されました。その後7 月15日に提出した総務省への報告により返礼品の基準違反が判明して、令和2 年7月23日にふるさと納税の対象となる地方団体の指定取消しを受けました。 令和2年8月28日に返礼品協力事業者及び農産物等生産者説明会を開催しました。

令和2年9月18日に議会特別委員会からの調査報告書が提示されました。 令和2年10月13日に町長及び副町長の減給処分が決定されました。

続きましてふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて説明 させていただきます。資料の4ページをお願いします。

指定の取消し理由につきましては、令和元年10月1日から令和2年3月5日までの間に、返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品を提供していたためで、地方税法の規定により、令和2年7月23日から令和4年7月22日までの2年間はふるさと納税の対象となる地方団体の指定を受けることができなくなりました。

指定の取消し処分を受けまして、令和2年8月28日に返礼品協力事業者及び 農産物等生産者説明会を開催して、今後の返礼品の取扱いについての説明と、以 下の支援策について説明を行いました。支援策といたしましては、なはりの郷通 販サイトでのネット販売による取扱商品の販売支援、奈半利駅物産館での店頭 販売による取扱商品の販売支援、販路開拓支援、食品表示の適正化支援、農林水 産物加工の総合的な支援、商品開発・衛生管理向上・商品改良・生産性向上支援、 各種取組への相談窓口の開設等の支援策を提示させていただきました。

続きまして、ふるさと納税寄附金の活用実績等について説明させていただきます。

ふるさと納税の制度が開始された平成20年度から令和元年度までに、全国の皆様からあたたかい御支援を賜り、12年間の合計で約117億円の御寄附をいただき、様々な事業に取り組むことができております。

実施している事業は大きく分けて4つで、1点目が「観光で賑わうまちづくり事業」、2点目が「活力のあるまちづくり事業」、3点目が「元気な人づくり事業」、4点目としまして「その他より良いふるさとのまちづくりに必要な事業」に活用させていただいております。

活用実績の一部を紹介いたしますと、ふるさと納税の返礼品に関する事業の他に、認定こども園の高台移転や農業拠点施設の整備事業、18歳までの児童の医療費助成事業や人づくり奨学基金給付金事業等のように継続的に活用している事業もあります。その他にも様々な事業に活用しておりますので、後ほどにも次頁からの「奈半利町ふるさと納税寄附金を活用した事業一覧」を御参照ください。続きまして資料8ページをお願いします。再発防止策の策定について説明させていただきます。

この度の一連の事案につきまして、町議会の附帯決議や特別委員会の報告書及 び第三者委員会からの報告書によって指摘を受けた事項を基にして、議会と協 議しながら下表の項目を軸に再発防止策を令和3年3月を目処に策定いたしま す。

まず、人事異動の適正化につきましては令和2年7月に対応し、今後も実施してまいります。研修につきましては令和2年11月に特別職管理職研修と全職員を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施する予定で、今後も折を見て随時実施してまいります。チェック機能強化の項目では、文書決裁の徹底について全職員に通知をしております。会計の機能強化につきましては令和2年6月から返礼品の支出書類で返礼割合を確認できるように変更しております。

ポータルサイトの管理強化の項目では、返礼品台帳の作成と返礼品の登録削除変更の決裁化を実施しております。返礼品数の適正化と寄付金額の統一につきましては制度復帰時に対応いたします。第三者の意見の反映につきましては返礼品の選定委員会に外部有識者の委員を選任することを考えております。選定委員会の機能強化につきましては返礼品事業者及び返礼品の選定について実施要領を改正して、申請時の現地確認の徹底や、返礼品の内容の変更も選定委員会に諮るなどの対応を実施していきます。

事業者及び返礼品の選定に関する項目につきましては地場産品基準等の説明を徹底して行い、様式を改正した申請書を再提出していただきます。また不定期での現地調査も実施して規定に違反した場合は一定期間返礼品の取扱いを停止する等の措置を考えております。

なはりの郷への業務委託の項目ではチェック機能の強化につきましては令和 2年6月から発送分と請求書を突合できるよう変更しております。適正な体制 づくりにつきましては本年11月以降に詳細を詰めていきたいと考えております。 私からの説明は以上となります。

4 質疑応答

質問者A

今説明を受けましたが、私は前議員としてこないだの会でも大変大きな声で唸りましたが、今日は冷静に紙を皆さんに配っておりますのでこれに対しての質問をしたいと思います。

20年間議員として町民を守るためやってきたもので、指摘してきたものが全然今までできていない。例えば令和元年8月奈半利町役場に県警が収賄の疑いで捜査に入る。その後緊急事態にもかかわらず令和2年3月3日まで、逮捕されるまで住民に対して一切の説明はなし。議会からの説明もなし。

2点目、ふるさと納税の新制度に参加できるかどうかを 決める国の審査に対し、偽装の申出書を提出していた。令 和元年3月と7月竹﨑和伸町長は偽装の報告を認めている と新聞には書かれている。それで納税制度で返礼品の偽装、 標高400メートルでの寒暖差の激しい米ヶ岡地区で作る米 を無農薬天日干しとしてふるさと納税のサイトで紹介し て、実際は米が足らない。その中で町内の平野部で作られ た無農薬ではない米を納税者に送っていたということを。 また、町は生産者から2倍の値段で米を買い取っていたこ とが新聞の報道などで分かった。議会におった私たちには そういった報告は一切ない。

それで、平成 17 年 11 月に全員協議会でこのことを指摘 し、その際齊藤前町長からは、米が足らず議会に報告をせ ず送っていた、という説明があったが、その後も平成 18 年 6月まで送り続けている。これは米を入れるその方々に調 査をして6月まで袋があるからということで、袋をつくっ ているわけよ。そしたら平野部の場合は米を買い取って乾 燥さして販売している。米ヶ岡の標高の寒暖差の高いとこ ろは無農薬で天日干し、そして夫婦が竹の竿に米を差した そういった袋を作って納税者に配っていたわけよ。実際は それじゃない。これは議員もみんなおるわけやき。私が17年10月にあんたらもおったやないの。町長に言うて米が足らんきんということで米ヶ岡と平野部であれだけの米が送れるわけがないわけよ。それを指摘したのにもかかわらず、そしてあなたも18年8月全員協議会で納税業者との取引の市場の値段はきちんと毎日値段をはかってやっておるかということをしたら、柏木君が「やっておる」と。町長間違いないかと言うたらあんたらも間違いないという説明をしたじゃないか。それが偽装で働いてなかったという事自体おかしい。担当者の責任にするもんでもない。今では起訴職員に対しては法令遵守ということを言われているけれども、あなたたちが、監修をしなければならない立場におられる方ができないのにそういうことができるわけがない。

そしてあなたは2年後にはふるさと納税に対して対応し たいと言うけども、あと1年8か月したら退職じゃない。 そして新たに選挙に通ると思うちゅうかね。その間の理想 的な形でものを住民に説明するのではない。自分の責任を どういう取り方をするのか、首長としての、そして横にお られる副町長にしてもそう。前任の町長がそういうことを 指摘しているにもかかわらず、こういう偽装ばっかり。そ れで何ができるがですか。そこのところを説明してくださ い。私はこれ偽装やったらちゃんと自分でこないだはほん と情けなくて自分自身が。腹が立ってあれだけ大きな声を 出したけれども。今日は文章に書いてみなに配ってますの で。私は嘘は言いません。議員もきております、ここに。そ の方々も知っております。私が指摘したことを。だから、あ なたにも18年に指摘しているじゃない、8月に。全員協議 会で、そしたら柏木君は毎日市場の値段を調べてやりゆう 言うた時、あなたはやりゆうゆうて言うたやないか。そう いう所に偽装があるのに今後どうやってできる。町長ね、 ぼくたちが心配しているのはあなたたちを心配しているの じゃないのよ。奈半利町の町民がどのように人から言われ

ゆうか、奈半利町の町民が果たしてこの危機をどうやって 町民が乗りきるか、その資質を問われゆうわけよ、奈半利 町の町民が。全国に。ましてこれは奈半利町だけの問題じ ゃない。全国に広がって、新聞などに書かれちゅう。昨年8 月に県警が入った段階からもこの4月逮捕されるまで何に もしてない。機能チェックができてないということじゃな いですか。昨年の8月に県警が入った段階で重要な緊急課 題なのに、議会にしても執行部にしても3月に職員2人が 逮捕されるまで何にもしてない。調査もしてなければ報告 もしてない。それなのになんで今後はやっていけるという がですか。そこの説明をしてくれませんか。そして今まで 指摘してきたことがどうしてできなかったのか。議員とし て質問してこのことはおかしいと。あきなんかでいっぱい になっちゅうと。業者の言い値でなんぼでもいいから消費 税ととったらえいと。そのことが高知新聞なんかに堂々と 描かれているじゃないですか。たとえば豚肉にしても、米 ヶ岡のゆず豚、当時は、豚にゆずを食わせて販売していた。 それが肉の量が大きくなり足らなくなりよね、二つの肉の 業者を作りゆうね、それらに販売さしておる。そして、こな いだ、あなたらぁが議員の質問に答えたときに損失にたい して損害は請求せんという言葉をこないだ聞いたけど、お かしいですよ。例えば高知新聞の7/22の新聞では、16年 3月~19年7月までの間に町側から3業者に8億3,000万 円が返礼品調達として約3億5,000万円を能勢精肉店が受 け取っていたと。能勢精肉店は高知市の卸業者から 4,600 万円で仕入れており、3億円余りが利益になっておる。そ して私がこれ業者に調べたら約3割が大体の利益だと。そ うした場合は、2億6,200万という損失が生じているわけ ですよ。4,600万円の肉を売って3割の利益があったとして よ、3億5,000万円でお金を払うちゅうわけよ。そしたら 3,800万、2億6,200万円もの損失が出ちゅう。こういうこ との責任もとらん。

そしてまだまだ有ったいうのは高知新聞の 5/17 には公文書偽造にもあたると。法令違反をしているということなんですよ。行政が法令違反をおこしたら何を信用するんですか市民は。自分の財産がひとりでに変えられるかわからん、印鑑証明だってやられるかわからん。分かったらこれどうしたらえいろうと。あなたたちがしていることは分かったら給料半分下げたらえいろうがと、そういう考えはおかしい。もっと真摯に取り組むんであったら早い段階で。昨年の 8 月に県警が入った段階で調査してやるべき。これは誰でも常識。

県警は証拠なしで入りません。そういう認識もないこと自体がおかしい。そしてふるさと納税で全国の寄附者を裏切る事にもなっちゅうわけよ。

ゆず豚の問題にしてもそう。当初はほんとに甘いゆず豚やった。それがいつの間にか高知の安い卸肉業者が 4600 万円で買ったものが 3 億 5000 万円で買うちゅう。これ、高知新聞に載っちゅうわけやから。

そして偽装の問題もそう。例えば7/18「竹崎和伸町長は非常に残念な結果で真剣に受け止める。町民や関係者のかたにお詫びし除外処分が明ける2年後」。2年後にはあなたいないんですよ。あと18ヶ月したら退職ですよ。2年後にどうやってふるさと納税あなた対応していけるんですか。こんな目先のごまかし言うたらいかん。2年後にどうやったらできるんですか、かかわることできん、ふるさと納税にあなたたち二人が。あと18ヶ月もしたら退職じゃないですか。ただ18ヶ月黙って文句も言わんとおったらよね、1,000万の退職金が入る。毎月給料なんぼ入りゆう年間。そういう責任というものを取らなあいかん。2人が。まして副町長は前の町長のときからやっちゅうわけやき。そのときに米の偽装を私が指摘しちゅうわけやき。ここにも議員さんがおられます。私が言いゆうことが嘘か嘘じゃないか議員さんに聞いたら分かる。だからこういうことをしては

いけない。公務員として法を犯すことをしてはいけない。 小学校や中学校の子どもに法律を犯して何が言えるんです か。真面目に言いなさい、嘘は言われんぜよと、こういうこ とを言えるんですか、あなたたち二人は今後。そういう事 考えたら、自分の退職を考えて再度住民に信を問うべきや と僕は思うが、どのように考えておられるかちょっとお聞 きしたい。

竹﨑町長

1点目の元年8月から今年の逮捕に至った間、町として何をしていたのかという質問だったと思うんですが、8月からおっしゃる通り警察が捜査に入っていました。その中で当然我々も何が起こっているのか分かりませんでした。捜査に入ると同時に書類等、これは任意でございますけれども、ほとんどの書類を任意でございますけれども提出しております。

私としても当時課長補佐はそこから休職と、休みを取っておりました。電話等では2回か3回くらい話はしたんですけれども、当時はやましいことは無いということでそういうやりとりもありました。端的に言いますと、任意の状況でもありますし、警察としても全体的な捜査の内容については私どもにも伝えてくれません。町内の関係者の方に色々回っておるということはお聞きしましたけれども、私どもがそれを内容詮索する、そういったことも一定制限されておりましたので、書類も無い中でその期間については警察の捜査を待つということしかなかったというのが現状でございます。

それと、飛びますかも分かりませんけんど、責任問題の質問がございました。たしかにAさんが言われているように来年・再来年には選挙があり、2年という厳密なあれでいけば実際は任期が6月末になりますので、2年という厳密なあれには足りません。ただ、私がこの前申し上げたのはこういう結果を受けて再生に向けて取り組ませていただき

たいと。そしてそれはある意味、方向性、今回のことを受けて今後こういう方向で行くという道筋をつける。それが私ができるのかというのはAさんが言われる通り。道筋をつけることは任期を全うすれば一定の方向性をつけることができると思いますが、実際のその行為を行うのは当然、選挙もあるわけですから私が行うことになるのか、そこは限ったことではなく、再生に向けて私としては任期中取り組ませていただきたいという事でお話をさせていただいた。

その中には選挙があれば当然住民の皆さんの審判を受けることはあろうかと思います。その認識は私もしております。

質問者A

平成18年8月全員協議会で納入業者との取引の市場の値段をきちんとチェックできているか執行部に問うと、毎日できているということで柏木くんが答弁した。あなたたちも間違いないといった。18年度の9%を基金としてはなはりの郷へ回したということでお聞きしたのよ

竹﨑町長

18年8月の全員協議会のやり取りについては申し訳ありませんが明確に記憶していませんが、先ほど言われた前段の柏木の答弁について私が追認したということをおっしゃっているんだと思います。担当がそういったことを言っている中で、実務については私はやっていないので、そこは職員を信頼し過ぎていたという結果になると思います。

質問者A

柏木君がそういったことをしたことによってどれくらい の損失が出たのかということを私は指摘しているのよ。

例えば肉の業者にしても、4,600万の肉が3億5,000万円を奈半利町が払っているんですよ。本来なら4,600万の利益の相場は大体3割と聞いてきた。お肉屋さんの業者に。それを差し引いても2億なんぼの損失なんですよ。そういうことも考えたら、あの時になんでしなかったんだろうと。

私があれだけ指摘しているのに。そういう事自体が、あの 時認識不足だっただとか、職員を信頼していただとかそん な問題ではない。

現実に損失が出ているという事が高知新聞社に書かれている。他の肉業者に対しても損失を与えている。奈半利町にしても言い値という事は耳に入っている。業者からの納入する品に対して言い値だった。だから足りなければ柏木君と安芸の事業者は、町からもらえばいいと、そういったことも新聞に書かれている。

18年のあの時に、私が指摘したときに調べていれば被害はもっと少なく済んでいる。そういったことを考えたら責任というのはもっと重いと思う。

竹﨑町長

冒頭でもふれましたけれども、新聞等で報道されている 内容については間違っている内容はないと思いますが、裁 判の公判も開かれていません。起訴内容については公判が 開かれないと明確にならないということになるかと思いま す。

今年の3月に逮捕ということになるまで、任意の期間中は私どもにも全容が分からない状況でありましたので、そこは御理解をお願いしたいと思います。当時から誤解を受けていたと思うのは、町長は全て知っているのではないか、と町内で言われるが、そういうことは我々には警察も教えてくれないので、どういうことをしているのかもわからない状況です。逮捕になって報道等がありましたが、報道による情報であって、厳密には公判の中で警察が起訴の内容を言うまでは私どもも起訴状を見ることもできませんし、本人も接見禁止ですので、そこは誤解の無いようお願いします。

損害賠償についてですが、9月議会でも質問がありました。それにつきましては専門家弁護士の方にもそういうことを相談さしていただいております。弁護士からは裁判の

状況を見守って、その状況によって考えていったらいいという指導を受けています。議会で答弁したとおり随時相談をしながらどういう動きができるのかということを取り組んでいきたいと思います。

Aさんが言われましたけれども、特別委員会のときの発言についてだと思いますが、損害賠償請求しない、ということは言っておりませんので。私はしていかないといかんと。ただ、内容的なものについては弁護士の専門家に相談しながらやっていきたいというお答えをしたと覚えております。

質問者A

なぜあのときああして怒ったかと言うたら、ある議員の 親族の方が損害賠償請求をしません、ということをあなた の言葉を聞いたからカチンときた。損害というのは町民の お金ながやき。町民がみな裕福になるためにわざわざ奈半 利町に納税をしてくれたお金に対しての、一人の親族の方 に損害賠償しませんということを聞いたき、私はカチンと きた。だからあなたも私と一緒で、自分が言うたことと言 わんかったことが分からんなってるのよ、自分自身が。だ から私が言うたことに対しても、全員協議会で言うたこと に対しても今わからんと言う。議員さんは知っているのに。 私はテープを録ってますから。こないだ二人の方に話した 時に、私があの時に言うた時に何故せんかったろうね、私 は言うたわね、ということを二人の議員からテープを録っ てる。ぼくはそういう証拠がなしにせんきん。

そしてあなたの感覚はおかしい。県警が入った段階で損害が発生するのは、それは金額は分からん、分からんけれども一番最初に押さえるのは税務署。早く税務署を押さえる、そしてその次は行政が先押さえる、そして民間に損害があれば民間が押さえる。金額を想定して押さえるという事ができるがよ。そういう認識をもって町としてあたっていかんかったら、何をやられちょったか分からん。後にな

って知らんわでは通らんわけよ。現実に弁護士とそういう 相談はしてないはずや。しちょったら弁護士からそういう 形があって仮差押えということができるわけなんですよ。 僕は議員になる前不動産会社をしてたから。だからそうい うことを何にも対応してなかったという事は町民に損害を 与えるということですよ。

柏木君の家になんぼの値があるがです。せいぜい2~3 千万でしょ。損害は億でしょ、新聞に書いてあること見た ら。2億6,520万の損害が出ちゅうがですよ。新聞の調査 によると。4,600 万の肉を3億5,000 万で町が買うちゅう わけやき。そういうことを考えたらもっとしっかりしても らわなぁいかん。町民に信用してもらえませんよ。資料は 持って行かれて分かりません。でも新聞は書いてますやん、 だって。7/22の新聞です3ヶ月ですよ。そういう対応がで きてないこと自体おかしい。新聞社がこうして現実に書い てるじゃないですか、新聞は嘘を書きませんよ。確証の無 いことを書いてたら大変な事ですよ。報道各社が。そうい うことの認識も行政の長として、副町長がおられてそうい うことができないということ自体がおかしい。職員6人の 方にお聞きしました。今の町政をどう思いますかと。恥ず かしい、新聞にカップラーメンと書かれちゅう。3分の町 長、カップラーメン。そんな説明しか議会もようせん。そう いうことまで書かれちゅう。それは自分自身が恥じなきゃ いけないということをわかってない。そんなことを考えた ら町民がこれからほんとに。町民が笑われてるわけですよ。 奈半利町の町民がどういう風に行政に対して対応していく のか。

そして3つの問題、公文書偽造行使、詐欺罪、納品の偽装、 こういうのも発生するわけですよ、あなたたちがなんぼや ろうと思うても。訴えようと思うたら。そういうことまで 弁護士に聞いてるわけですか、聞いてないでしょ。私は自 分に顧問弁護士がおりますからちゃんと聞いてそういうこ とが発生するという。だからそれには質問せんがですよ。そういうことが出てきちゅう。

そんなことに対する弁護士と相談して町民に説明する問 題が発生して早々にしなきゃいけないのに、のんびり、職 員がやってきたことです、ハンコがなかった、警察が書類 を持って行った、分かりません、そんなことを言う方が長 をしてたら恥ずかしい。だから私が言っていることを明日 にでも弁護士に相談してみてください。どういうことが起 こるのか。公文書偽造行使、これは高知新聞にも書かれて います。こういうことが書かれているのにその認識がない。 商品の偽装、これは自分たちでわかっちゅうはず。肉屋さ んは1軒しかないのに2軒作って販売しゆう。米も米ヶ岡 の無農薬で山之内一豊、お殿様に献上しよった米というこ とで、奈半利のふるさと納税には書かれて、それをあてに して買った方もおられる。実際はそうじゃない。平野部の その辺で刈った米を、農薬をしてその日に刈った米を農協 で乾燥させて販売し、それを何年間もしてきて指摘された ことによって、足らんかったきやってきた。それを議会に 対して。私がおるときですよ。米を2倍の値段で買ってい るという事を聞いたことはありません。新聞社の報道で知 ったがです。肉の偽装も。だからそういうことまでできて なかったというのは責任というものの重さというのを考え ないかん。それから町民に対して、こうして、あと半年なら 半年、1年ならそういうことを改善してから進退を問いた い、というのが政治家や。僕はそう思いますが現在町長と 副町長がどのように思われてるかお答えしていただくこと はできませんか。それによって質問は終わります。

竹﨑町長

責任の事については私先ほどお答えしたとおりでございます。今後のいわゆる損害賠償等の動きにつきましては随時弁護士の方に相談をかけながら、司法と相談していきたいと思っております。

質問者B

Bです。ちょっと待ってね。

文書を作ってきました。私の後に質問したい方もいるかと思いますけれども若干時間を頂きます。行き違いがあってはいけませんので、私なりに文書を作ってまいりました。同じものを今前の4名の方にお渡ししましたので、その前提を踏まえまして意見と質問を述べさせていただきたいと思います。

ふるさと納税に関する住民説明会での意見・質問という ことで、私の考え方に立って意見・質問を述べる前に、私と しての基本的な考えを以下3点申し上げます。

まず1、全国の皆さんから寄付して頂いたふるさと納税 寄付金は、本来は寄付者がお住まいの自治体に収められ、 その自治体において住民のために使われるはずの税金であ ります。ふるさと納税制度の本来の趣旨は、寄付者の善意 に基づき、寄付者皆さんのふるさとに対する想いが託され た寄付金が、寄付された自治体において、その想いに応え られるように有効活用されてこそ、成り立つ制度でありま す。

従って、なるだけ多くの寄付額が、寄付された自治体に残る仕組み作りが担保されることが求められることは、言うまでもありません。しかし、奈半利町は、この本来のふるさと納税制度の趣旨に反し、この制度を悪用した町職員2名が贈収賄事件により逮捕され、さらに総務省への虚偽の申出書提出や、今後2年間のふるさと納税制度からの除外など、大変重い負の歴史を町政に刻むこととなりました。

次に基本の2。今回の贈収賄事件、国への虚偽申出書提出、ふるさと納税制度からの除外については、担当課の元課長及び元課長補佐は言うまでもなく、前町長・現町長・副町長・ふるさと納税担当課の歴代課長等の町幹部、議会、監査委員に重大な責任があると思っています。

3、贈収賄事件については、まだ裁判が始まったばかりで 判決が出ていませんので、推論でしか申し上げられません が、事件を起こした直接の当事者は、今のところ、担当課の 元課長・元課長補佐と、元課長補佐の親族、そして一部の返 礼品納入業者であると思っています。従って、一部の返礼 品納入業者を除き、殆どの返礼品納入業者の皆さんは、町 のために一生懸命頑張って下さったと思っていますし、非 はないと思っています。

以上今述べました3点を基本に、意見と質問を述べさせていただきます。

まず、今回の贈収賄事件、及び国への虚偽申告問題について、根本的な要因がどこにあったのかという観点から、私なりに考えた10項目について、述べさせていただきます。なお、私の考えに間違いもあり、または疑義がある場合は、正確にその根拠をお示し頂き、御指摘頂きますよう、お願いいたします。

まず 1 点目の原因として、第三者委員会で示された、ふるさと納税返礼品上位 100 品目における調査結果にも表れていますが、それらについて、一般市場価格を無視したような高額で調達されていた返礼品が、複数存在していたこと。

まず、米。これは私が自分で調査いたしました。実際ずいぶん昔のことはわかりませんけれども、平成29年から30年、それ以降のこととしてお聞きいただきたいと思います。実際は、コシヒカリの2等米、あとはヒノヒカリの2等米、1等米はないということでした。農協買い取り価格の約2.7倍で実際買取しています。

それ以外にですね、別途が町負担した経費として、識選別と精米費が30kgに対し900円、送料が1件あたり800円、袋代が5Kg単位に1枚70円、JA倉庫保管・検査・人件費が30kg毎に1,100円。令和2年4月改定でも約1.9倍となっております。

次、野菜、これは高知新聞の抜粋になりますが、一般市場 価格の最大2倍で買い取られていました。 次、贈収賄事件に最も深く絡んでいる豚肉は、配送費を含んだ一般卸価格の5倍。含んでなければさらに増えると。で、具体的には1kg1,000円、これは私もネットでも調べましたけれども、具体的な豚肉の卸価格は1,000円を境にプラスマイナスありますけれどもほぼ1,000円。特殊なプレミアがつくようなものは別の話ですけれども、そういったものはふるさと納税の返礼品としてはまったく送られていません。

1 kg 1,000 円で 2,000 kg。高知新聞の記事によりますと 1 kg 2,000 円で返礼品加工業者が 2,000 kg調達しています。 これは卸値価格にしますと 200 万円。で、実際奈半利町が加工品業者に支払った額が 1,000 万円。ということはこの 200 万円の価格とは 5 倍の値段で購入したという事になります。

次、原因の2点目。柏木元課長補佐が、返礼品納入業者の皆さんを勧誘する時に、「返礼品は言い値で購入する」と言って勧誘していたことと、それらに関する大半の決裁を前町長が口頭で決裁していたこと。なお、元課長補佐に勧誘された方の中には、「言い値で購入する」と告げられたことに不信感を抱き、断った方が複数いらしたことを申し添えます。

次3点目。2019年6月の税法改正前、齊藤前町長在任中に、国からふるさと納税制度の是正要請が4回なされていましたが、その都度、あくまでも要請ということで、全くその要請に応えてこなかったこと。これらの要請を真摯に受け止めていたのであれば、まず返礼品調達価格が一般市場価格と比較してどうなっているかを検証し、高すぎれば見直しを図るべきであるが、実際はほとんどの返礼品について、調達価格の見直しはされてきませんでした。本来寄付額の設定は、返礼品調達価格を基準に寄付額を設定しなければならないのに国の要請を無視し、さらに他の自治体を強く意識するあまり、返礼品調達価格を見直さないまま、

先に寄付額を設定したがために、寄付額に占める返礼品単独の調達率が、国が要請していた 30%を大きく上回る率となってしまい、調達率が高い返礼品が多々存在することとなりました。

この件は実際、県の職員の方が調査に来られて、2週間来られて上位100品目の97品について違反があったと。実際第三者委員会で示された数字ですけれども80%、90%もいっぱいあれば192%まであります。これは単純にその品物だけの単価として。これにさらに送料とか事務手数料いろんなものを加味されれば200%を優に超えているものもありました。

次4、私の知る限りにおいて、具体的な名前を出して申し 訳ありませんが、細川さん、濱内さんの両名がふるさと納 税担当課の地域振興課長を務めていた時、ふるさと納税返 礼品に係る最も重要な、1返礼品納入業者選定、2返礼品 選定、3返礼品調達単価の決定、4寄付額の設定にかかる 決裁行為から、結果的に外されていたこと。これは、濱内課 長とのやり取りの中で確認しております。これらの重要な 決裁は、柏木元課長補佐と町長の2名、若しくは副町長を 加えた3名で決裁処理さていたと思われます。このことは、 奈半利町の職務規程からして考えられない異常な事態であ りますが、総務課長に、当時誰の指示でこういった事態に なっていたか問い質しましたが、明確な答えは示されませ んでした。このような異常な決裁処理は処務規程違反であ り、到底担当課長の一存で出来ることではなく、町長若し くは事務方トップの副町長の指示がなければ、決してあり 得ないと思います。また、この異常な事態について濱内課 長自ら町長若しくは副町長に対し、異議を申し立てたこと があるのかと、改めて尋ねましたが、これまた明確な答え は返ってきませんでした。ふるさと納税返礼品の請求行為 に対する支出についてのみ決裁をしていたとのことであり ます。この重要な過程に担当課長が関わっていたら、税法 改正前の総務省要請にも真摯に向き合い、正しい方向に軌道修正できた可能性も多少はあり得たのかなと、悔やまれます。

次5点目。前町長は2008年からふるさと納税制度を推進 するにあたり、当初の考えとして「寄付金はまず返礼品納 入業者に還元せえ、町に金は残らんでえい」との考えを示 しており、その理由はふるさと納税制度を軌道に乗せ、寄 付金確保による税収増を図ることと平行して、町民の収入 増や就業意欲向上、若い世代への投資、雇用人口の増とそ の確保等々の相乗効果を狙った地域振興と活性化の考えで あったろうと推測いたします。その考えは間違っておらず 評価されるべきでありますが、かたや一方ではふるさと納 税制度が一定軌道に乗ってきた時期においても、返礼品調 達価格はほぼ見直しされることなく据え置かれてきました し、前町長の返礼品生産者・加工業者に対する基本的な考 えが変わることなく、町長が交代しても受け継がれてきた こと。この考えは前町長の時に議会にも示されています。 令和2年6月19日開催の第2回不正問題調査特別委員会 録に濱内課長の発言が記載されています。

6、ふるさと納税事業を委託されていた「なはりの郷」が、 ふるさと納税返礼品納入業者から提出された請求書の返礼 品ごとの単価をチェックする仕組みが、存在していなかっ たことを確認しています。具体的には返礼品納入業者との 契約が取り交わされていない、単価をチェックするための 返礼品ごとの単価を記した一覧表、またはそれに準ずるも のが存在していませんでした。さらにこのことから、何を 危惧するかと言えば、仮に今日返礼品納入業者の請求書が なはりの郷に提出されたとします。なはりの郷は請求書記 載の単価を確認する術がないので、その請求書に記載され た返礼品単価はチェックされずに、送付先情報・返礼品名 とその個数の確認と合計金額を検算し、その請求金額にな はりの郷自らの手数料を上乗せし、奈半利町に提出します。 奈半利町は決裁し、公金からその請求金額をなはりの郷に 支払い、なはりの郷は手数料分を差し引いた金額を返礼品 納入業者に支払います。返礼品の単価見直しがされていな い前提で、数ヶ月後に同じ返礼品納入業者から同じ返礼品 で単価のみが異なる請求書が提出された場合、やはりその 単価についてはチェックする術がないので、疑われること なくその請求金額が同様の流れにより支払われるといった ことが危惧されます。このようなことを意図的に画策し実 行した返礼品納入業者が存在したとは思えませんが、この ようなことがまかり通る状態であったと、容易に想像でき ます。

次7点目。令和2年4月までは返礼品調達単価の見直し が殆どされてこなかったこと。

8、以前から議会は、「前町長がふるさと納税制度への参加当時から、寄付金はまず返礼品納入業者に還元せえ、町に金は残らんでえい」との考え方を町幹部から聞いており、そのことを議会として認識していた上に、さらに多数の町民から返礼品納入業者選定と返礼品調達価格について疑問や問題視する声が上がってきていたにも拘わらず、それらのことに向き合うこともなく、町執行部を深く追求もせず、返礼品調達単価や寄付額の設定について精査することなく、検証すらしてこなかったと思っております。

9、平成30年度の監査資料に記載されている通り、同年のふるさと納税制度における収支決算は、寄付金37億4,560万円に対し、収支は7,169万9千円で1.9%しか残っておりません。経費が98.1%もかかっていることから、誰が見ても異常であると思われるが、このことに対し監査委員は詳細な調査・監査を行うこともなく、結果的には行う体制ができていなかったという事だと思いますが、この決算を了承しています。

ちなみに、前年の平成 29 年度も同様な収支であったにも 関わらず、この年度においても同様に了承している。ちな みに平成29年度はほぼ100%経費に使われております。町に残ったのはたった0.5%。ふるさと納税に関する決算が、高額の寄付金を集めた平成29・30年度と2度に渡り異常な収支状況であったにも拘らず、監査体制の不備を理由にその内容を精査することなく、結果的に監査委員が見過ごしたことになってしまったこと。

最後10点目。4番目の要因においても述べましたが、地域振興課がふるさと納税の担当課であった当時、担当課の課長が、1.返礼品納入業者選定、2.返礼品選定、3.返礼品調達単価の決定、4.寄付額の設定にかかる決裁行為から外されていたこと、を議長は把握していたが、このことに対し議会として、その目的・隠れた意図を町長・副町長に質すことなく放置していたと思われること。議長が把握していたことは、令和2年7月2日開催の第3回不正問題調査特別委員会において、議長の発言が記載されています。以上、10項目が今回の不祥事の要因であったと、私は考

次に、今回の不祥事を招いた最大の原因は、返礼品調達率の高さであり、そのことが町長が代わっても見直されることなく放置され、その上に嘘を積み重ねてきた結果が招いたことであり、前町長・現町長・副町長の責任は、非常に重いと言わざるを得ません。また、議会、及び会計監査の責任も当然問われなければならないとの思いから、質問と要請を申し上げます。

なお、収賄罪に問われている休職中の町職員2名については、判決が出てからの処罰とならざるを得ないことは理解できますが、2名以外の容疑者証言からしても犯罪行為を犯したと、容易に想像できることから、到底許すことはできません。

1、町側の責任について質問します。町側の責任は、逮捕 された森岡、柏木2名の職員はもちろん前町長、現町長、副 町長、そして当時、ふるさと納税業務を担当していた課の

えています。

課長にあると考え、質問します。

まず1点目、竹崎町長は、平成30年の町長選挙の時、公約として「ふるさと納税についてガラス張り化を図る」ことを公約にしていたが、あれから2年以上経過しても、その公約を果たしていない。公約をすぐに実行していたら、今回の不祥事の全てとは言いませんが、特に総務省への虚偽申告の提出や、ふるさと納税制度からの除外は、避けられたかもしれないと考えると、今日に至ってもこの公約を果たさずにいる竹崎町長の責任は、極めて重いと考えます。有権者に約束したことが、これだけ時間が経過したにも拘わらず、果たせていないのは何故か、その理由を具体的に示して下さい。私は、町長選挙から2年以上経過しながら公約したことが、今どうなっているかさえも町民に説明せず、公約を果たさない者は、有権者を裏切っていることであり、町長の資格はないと思っています。

詳細は割愛しますが、私が衛生委員会の委員長として、2019年5月29日に副委員長と二人で竹﨑町長に面会し、衛生委員会の総意として取りまとめ提案した件についても、あれから1年5ヵ月が経過しますが、何ら回答がないまま放置されています。重ねて申し上げます。途中経過さえ示さず、約束したことを守らない者は、町長の資格はない。このことについて、町長の考えを示して下さい。

2、竹崎町長に伺います。町幹部は、前町長時代から奈半 利町は、ふるさと納税寄付金に対する返礼品の返礼率が高 いことを前面に出していたことを認識していたにも拘わら ず、泉佐野市等における高額返礼品問題等々を背景とした 総務省からの度重なる是正要請に耳を傾けることなく、返 礼品調達額についても令和2年4月までほとんど見直すこ とをせず、基本的には、前町長の考え方を継承し、ふるさと 納税制度を運用してきたと思われるが、その理由は何か明 確に示して下さい。

3、竹﨑町長、高橋副町長、濱内総務課長に伺います。ふ

るさと納税返礼品について調達価格が市場価格より高額であった品物が複数存在していたことは、三人とも認識しておられると思うが、具体的にどの品物が高額調達品であったかを、自ら調査し確認したか、三人それぞれが調査した品物と、その内容について、具体的に示して下さい。

4、竹崎町長と高橋副町長に伺います。2019年4月の総 務省への虚偽申出書提出についてですが、提出に至るまで の経緯等詳細な内容は省略しますが、ふるさと納税制度参 加を車の運転に例えるなら仮免許で運転中であり、次回は 本免許を交付してもらえるかどうかの大変重要な申出書の 提出であったにも関わらず、処務規程に沿った決裁がなさ れていない、記憶がない等々、挙げ句の果てには、柏木元課 長補佐が処務規程を無視し、勝手に提出したことになって いる。まさに「死人に口なし」と言っても過言ではない。こ んな幼稚なことは、町民誰しもが納得できることではない と思います。今後の町政運営と住民生活に重大な影響を及 ぼすことが、容易に想像できることであり、担当職員と担 当課長両名には、メールを送信する前段で「必ずその内容 を町長・副町長の複数の目で見て、その内容が適正である かを確認したうえで送信すること」と強く指示をしておけ ば、間違いなく町長自らが指示した内容になっているかを 確認できた訳であるし、このような幼稚な答弁をする必要 もない訳である。

このようないたって当たり前のことが、何故疎かになってしまったのか、本当に理解できません。さらに、奈半利町が、2019年7月に改めて総務省に提出した2回目の申出書も虚偽の内容でありました。これらの責任は、柏木元課長補佐にあることは勿論ですが、町長・副町長の責任は、大変重たいと言わざるを得ません。このことだけでも、町長と事務方トップの副町長は、辞任に値すると考えますが、明確な考えを聞かせて下さい。

5、前4項の質問に関連し、総務課長に伺います。2019年

4月に、総務省宛申出書を柏木元課長補佐が処務規程を無視し、勝手にメールを送信したということでありますが、 それを裏付ける意味で、そのメール送信をメールサーバー側に保存されていると思われるログで確認したか、回答願います。

6、次に、竹崎町長、高橋副町長に伺います。お二人は、2020年10月13日に開催された臨時町議会において、今回の大きな不祥事の責任を自らに課すため、議会にその給与減額案を提出し、全会一致で承認されました。その内容は、竹崎町長が40%減給6ヵ月、高橋副町長が30%減給6ヵ月という内容です。この期間に冬のボーナスと期末手当支給月が重なると思いますが、お二人の減給の合計額を示して下さい。

柏木元課長補佐は、贈収賄罪で起訴された金額約9,700万 円と時効分を加えると、約1億円を超える額を実質公金横 領したことになりますが、この実質公金横領した額と、今 後2年間ふるさと納税制度から除外された結果、町が被る 税収減を加えると、莫大な額を失ってしまったことになり ますが、お二人が減給した合計金額は、この損害と、総務省 宛虚偽申出書提出の問題を併せて考えた時、本当に妥当な 減給処分と言えるのでしょうか、妥当な責任の取り方でし ょうか、甚だ疑問であります。お二人には、大変失礼なこと を言いますので、お許し願いたいと思います。お二人それ ぞれの年収は、町の決算書類にて確認できます。お二人の 現在のそれぞれの年収と、奈半利町民の平均年収を比較す ると、今回お二人が減給される額をそれぞれ差し引いても、 奈半利町民の平均年収の約3倍近くの給与が町から支給さ れると思いますし、退職金が4年ごとに支給されることを 考えると、町が失ったものの大きさからして、この処分内 容で、町民が納得できるとは、私には思えません。町民の視 点に立ってみると、今回の責任の取り方は、あまりにもこ との重大さを反映していないように思えてなりません。本 当にことの重大さを認識しているのかと疑いたくなるし、 大変甘い責任の取り方であると感じます。奈半利町が今回 の不祥事でどれだけの損害を被ったか、ひいては今後の町 民生活に多大な悪影響を与える可能性を秘めていること を、本当に理解しているのでしょうか、お二人の考えを聞 かせて下さい。

- 7、竹崎町長に伺います。簡潔に言うと、森岡元課長と柏木元課長補佐は、ふるさと納税制度を悪用し、返礼品調達において町が支払った金を還流させ、自らの懐に入れた訳であり、実質公金横領であると思います。従って総額約1億円について、民事訴訟において取り返すよう強く要請しますが、このことについて現在の考えを聞かせて下さい。
- 8、竹崎町長に伺います。2019 年4月に、柏木課長補佐が処務規程を無視し、総務省宛のふるさと納税に関する申出書を偽造し、勝手に提出したとのことであるが、これは、公文書作成及び行使の犯罪行為であるため、懲役1年以上10年以下の犯罪です。刑事告発をするべきと思いますが、町としての考えを示して下さい。
- 9、竹﨑町長と高橋副町長に伺います。まず、森岡元課長、柏木元課長補佐の犯罪行為に対し、有罪判決が確定した場合、お二人は改めて責任を取ることを考えているか、お尋ねします。私としては、もし贈収賄事件で町職員の有罪が確定した場合、虚偽公文書作成及び行使と、ふるさと納税制度からの2年間除外という今回の度重なる不祥事を総合的に考えた場合、お二人は潔く引責辞任し、お二人共に退職金は辞退するよう強く要請いたします。お二人はその職務・職責において、それに見合う高給を町から支給されていますが、これは町政運営上いかなることに対しても常に責任が付き纏っていることへの対価であると考えます。従って、今回の度重なる不祥事への責任は引責辞任しかないと私は考えます。このことについて、お二人の考え方を示して下さい。さらに、ふるさと納税担当課の課長と濱内総務

課長について、責任の取り方をどう考えているのか、お示 し願います。

10、竹崎町長に伺います。休職扱いとなっている森岡元課 長と柏木元課長補佐の給与についてですが、現在町長の裁 量により、60%が支給されていますが、町民感情からして、 多数の町民が納得出来ないと考えています。町長の裁量に 委ねられていることなので、再考し、さらに減額する考え があるのかないのか、回答願います。

11、高橋副町長に伺います。2020年6月18日の高知新聞朝刊の記事によると、奈半利町は2018年11月、ふるさと納税ポータルサイトを見た総務省の担当者から県の担当部署に「奈半利町はまだカニやホタテを扱っている。取りやめると言ったではないか」との連絡が入った。県担当部署の職員は驚いた。国の基準に合わせて返礼品を地場産品に限るよう県が求めた結果、奈半利町は「カニ、ホタテなどは2018年10月末でやめる」と約束したはずであった。県職員が奈半利町を訪ねると、副町長らは、「在庫を抱えた業者を守るため、分かって欲しい」と訴えた。この業者とは、贈賄容疑で逮捕された松村通成の水産会社のことであり、10億円のカニなどの在庫を抱えていたと、この記事は当時の県と高橋副町長らのやり取りを紹介しています。

この記事の内容からして、公職に就く者が、一民間業者のために県担当者に民間業者自らが招いた在庫の救済措置として、ふるさと納税制度に相応しくないということで、総務省から県を通じ取りやめると約束していたことを反故にするような要請をしたことは、公職に就く者として果たして適切な行為なのかと、思わず疑いたくなります。当時ふるさと納税返礼品業者は通成水産だけでなく、総務省の返礼品基準の厳しい見直しの影響を受け困惑していた業者は、他にも存在していたと容易に想像できるが、何故通成水産だけにとも受け止められるような対応を取ったのか、理解に苦しむところであります。公職に就く者は常に公平

公正でなければならず、この県への要請は公務員倫理から しても甚だ疑問であります。このことに対し明確な回答を 求めます。

12、高橋副町長に伺います。総務省への虚偽の申出書提出についてですが、その申出書の作成にあたり、竹崎町長は返礼品調達価格を見直す時間がなかったから、寄付額を上げて30%となるよう操作し申出書を提出せざるを得なかったと、説明されていました。

私からするとそれは詭弁でしかありません。何故なら、平成27年4月以降、平成30年4月まで4回総務省から改善要請がなされています。この期間は齊藤町政の頃でありましたが、この4回の総務省要請に真摯に向き合っていれば、町として見直す時間は十二分にあったことは明らかであります。このことについて、お答え願います。

13、竹崎町長に伺います。総務省への虚偽の申出書提出は、ふるさと納税返礼品納入業者の皆さんを守るために、やむなく行ったと説明されていますが、奈半利町の町民は、返礼品納入業者の皆さんだけではありません。町が行ったこの行為は犯罪行為であり、町民からして決して許されることではなく、結果的に町民からの信頼を失い、一部の返礼品納入業者を除き、まじめに一生懸命協力されてきた返礼品納入業者の皆さんや、全国から善意で寄付していただいた寄付者の皆さんを裏切ることとなりました。このことについて、お答え願います。

次14、竹崎町長に伺います。冒頭の根本的な原因中の1項に関連して質問します。この項では、米・野菜・豚肉の調達価格が、一般的な市場価格等と比較すると、高額で調達されていたことを具体的に説明させていただきました。他にも調達額が市場価格より高額で調達した品物があるかもしれませんが、これらが適正な市場価格に準ずる価格で購入されていた場合、寄付者は市場価格より高額で購入していた品物を入手するために寄付した額より、同じ品物を少

ない寄付金で入手することができます。本来特別な価値があるような品物を除き、一般的な品物の価値・価格は、資本主義社会における市場経済活動においては、当然様々な原価・利益、同じ品物の市場価格とその動向、売り手の戦略、売り手・買い手双方の信頼関係、売り手・買い手の良心、需要と供給のバランス等々の上に成り立っていることは、私が説明するまでもありません。誤解のないように申し上げますが、全ての奈半利町の返礼品が、市場価格に比べ高額で仕入られていたということでは、決してありません。

しかし、豚肉のように一般市場卸値の約5倍の額の請求に対し、奈半利町はその返礼品加工業者に公金を支出しています。この仕組みこそが、柏木元課長補佐やその親族等が、実質公金を中抜きにして私腹を肥やす抜け道になったということです。話が少し逸れましたが、ようは寄付者に一般市場価格から大きくかけ離れた非常識な価格で調達した返礼品をさも高返礼率であると見せかけ、詐欺行為に等しいことを奈半利町は全国の寄付者に対し行ってきたということになるのではと、私は思っています。

*

質問時間が長時間となり、質問項目も多かったため、後日文書にて回答することとなった。

質問者C

もういっぱい待ったぞ。ええかげんにせえよ。

改善の所でね、人事異動の適正化という所で、定期的な人 事異動というのは1年ですか3年ですか5年ですか。

それと今回の柏木課長補佐にながいことやらせたからと言ってましたけれど、一人に任せたという事が改善策には書かれていない。2ページ目に「全職員が当事者意識を持ち・・・・しなければならない」と書いてありますけれども、一人に任せたらその一人の考えでやるわけですわ。複数の人でやったら同じことやってもこれがいい方法じゃないろうか、とか検証しながらできるわけですわ。それが民間で

は当たり前です。役所はそんなことしません。一人に任せ たらそれっきり。

先日「マイナンバーカードの更新に来い」言うから行きました。そしたら「今日は担当の人が休み取ってますからまた来てください。」と言われた。それで、また行ったら、そんな大したことじゃないがですよ。パソコンをやったらいいだけの事ですわ。おんなじ職場内で誰でもできる体制をとらないかん。一人に任すからいかんがよ。その辺がここの中で一つも考えられてないし、役場全体はそういう一人に任せてその人が何やりよっても知らんかそ。役場の人が複数体制でやったらチェック体制にもなるし良い方法ができるわけですわ。そのあたりが今まで役員の人がそういうことをしてこなかったから、そういうこと考えてこなかったからこの防止策にもそういったことが一言も書かれていない。そういう体制を作らないかん。どの部署もそういう体制作ったら町民が利用しやすい、そういうことです。

竹﨑町長

定期的な人事異動とは何年なのかという質問ですけれども、3年とか5年とかいう年限を聞かれるとですね、そういう考えではおりますけれども、C さん分かっていただけると思いますけれども、奈半利町役場の庁舎内部には職員が40人ぐらいになります。その中に課がありますので、なかなか3年5年でパンパンと変えるということが難しい面もありますので、実際は8年いったりとか2年で変わったりということもありますけれども、基本的には3年とか5年とかいったことで考えていきたいと思っています。なかなか人数が少ないので皆に平等にそういう年数でいくかというたら困難な部分もありますので、そこは御理解をお願いします。

それと後段の部分でありますけれども、窓口の対応について町長としてお詫び申し上げます。そういう対応につきましても、そういった住民の皆さんの意見もよく聞きます。

例えば同じ課の中に5年居たとしても、2年くらいで課の中での担当を変えていくといったことを含めて、もうやっておる課もあります。ありますので、どうしても二人つけても、どうしても片方に偏るということも傾向もあるんですよ。そういうことがないような体制は目指してやっていきたいと思いますので、今後そういうことで努力していきたいということで御理解をお願いしたいと思います。

質問者D

町長、さっきから聞いてたらこれからやっていく、言い逃れしかしやあせん。あんたら町長は適材適所は人を見て何年置くかは、それがあんたの仕事やろ。人を見てどこに合ってる合ってないは。

そんな言い逃れはいらん。去年からこういう噂があって、 本人は休職しちょったわと。町が先調べないかんやろ。警 察のことなんか町民は新聞で見て皆知ってた。警察が去年 入った時点で役場は役場でちゃんと責任として調べちょか ないかん。言い逃ればっかりあんたらしゆわけよ。もうえ えわ。それはもうええけど。第三者委員会も言われたとお り、議会が仕事してない、あんたも仕事してない。あんたら 40%給料減らしたところで、奈半利町の町民の給料の何倍。 言い逃れ言わずに、いつどうなったら責任取るということ だけ話してくれ。議会も解散してやりなおさせ。出直させ。 議員が、議会が役場の手先になってる、俺に言わせたら。職 員に媚び売って。職員を議員とひっつけたらいかんわけよ。 あんたら、それを今までしてきちゅうわけよ。平地の米を 2倍、3倍で議員が買ってもらったりしちゅうやろ。そん なこと分からん町長がどんなにするがな。ここで。いつ責 任とる。お前がおるうちに議会解散して出直させ。それか ら、あんたも責任とれ。

それだけ答弁してくれ。俺は帰るき。

竹﨑町長 さきほど質問者Aさんに先ほどお答えしたとおり、私と しては任期中ふるさと納税立て直しの方向性を目指してや らせていただきたいということで御理解をお願いしたい。 議会が仕事してないから、こういう不祥事が起きたわけ 質問者D やから。あんたが権限があるがやから。議会解散して出直 せ。 竹﨑町長 町長には議会の解散権はございませんので。 質問者E 私は奈半利町に移住して16年になりました。今奈半利町 外の知人から「奈半利町民は一体何をしているんだ。」と針 のムシロです。これをどうにかするには自分たちが団結す るしかないと思っています。2つ御提案させていただきま す。 8ページの再発防止策について長々と記載されています が、そもそも今の制度というのは大枠をつくって制度設計 は運用側に任せると。それは GOTO キャンペーンでトラブっ てますけれども、そういうようなやりかたに切り替えてき ています。なのでこのふるさと納税に関しても制度設計は 運用側できちんとやらなければいけない、ということにな っております。3割返礼ということなので残り7割が1万 円取ってきたら7千円を自治体が好きなように使えるわけ なんですね。これが実は犯罪の温床を生んでいるわけなん ですね。どのように使うかによっては官製談合も可能です し、この防止策を見てみますと3割のほうは一生懸命やる のかなというふうに感じましたけども、残り7割の方で悪 いことできないようにするというのが、今後のやりかた、 制度設計を見直してもらえればな、と思います。 もう1点はですね、総務省に提出する際にですね、チェッ

クの人数が足りんのでいろんな部署から人数をかき集めて

チェックさせたというような経緯でよろしいですかね?そ れは違いますかね?私はそういうふうに認識しているんで すけれども、そのチェックに関わった人間・職員がですね、 どういうチェックをしたかということと、その職員たちが 今どう思っているのかというのが非常に気になります。町 長が9月の議会の時に町議が今後の損失いくらになるかと いう答えについてわからないという答弁がありました。そ の時におかしいなと思ったのは、自分で分からなければ職 員におとせば良いわけですよね。数字が独り歩きするから 言えません、というようなニュアンスではなかったと思い ます。なので、きちんと職員に命ずることができる体制に なっているのか、職員がそれをこなせる環境であるのかと いうのが疑問に思います。なので2つ目の御提案として匿 名有で職員全員のアンケートを行ってください。以上です。 竹﨑町長 先程の御質問についてですけれども、最初7割というの は調達費は上限3割なんですけれども、それに募集の経費 等を 質問者E 全部含めた形で7割。3割は決まってますよね、それ以外 の使われ方によっては犯罪に温床になる可能性があります 竹﨑町長 その2割の部分が、ということですか。 質問者E 7割です。単純に3割は返礼品の額として使います。残り の7割は必要経費もいくつかあります。ただし、誰もがハ ッピーながですね、実はこの中では。 一番損しているのは、税金を取られた自治体が一番損し ているのであって、この中で水増し請求が行われたとか、 後からキックバックがあるとかいろんな運用次第では犯罪 の温床になります。

竹崎町長	基本的には、3割ありますよね。それに送料であったり、 募集、ポータルサイトの手数料であったり、そういうもの が募集の経費となるわけですね。そんでまだ細かいことを いいますと、募集の経費ではないですけんど、事務経費と いうものがあるがですわ。そういうものを除けたものが結 果的に基金として積みあがりますので、で残り基金として いくらある、さっき言った事務経費がなんぼいっちゅう、 送料がなんぼいっちゅう、ポータルサイトへの手数料がな んぼいって募集経費がなんぼいっちゅう。 3割を足すと 10 割になるということでのチェックをしていくようになるが ですね。
質問者E	7割のチェックの部分が大事ながじゃないがですか。その3割はこれだけ総務省に叩かれたから3割はいじることはできないですよ。7割で悪いことしようと思ったらいくらでもできます。
竹﨑町長	そこはおっしゃる御指摘を受けてチェック体制も含めて ですね、管理していきたいと。
質問者E	今まではね、ザルです。奈半利町のルール、ザルです。それは何回も私副町長にも指摘しました。それは分かりますよね。
竹﨑町長	こういうことになって皆さんに御迷惑をかけております ので、御指摘は厳粛に受け止めなければならないと思って おります。それと後段で言われました職員へのアンケート 等につきましては、これはもう実施しております。
質問者E	主要メンバーだけでなくて

竹﨑町長

全職員です。内容的には項目を4項目に分けて、記述式になってますけれども、そこの部分を全職員を対象にですね、アンケート調査を現在実施しているところであります。そういうことも含めて職場内での取りまとめを行い、内部での改善というところにも活かしていきたいと思っています。

質問者F

わたしは奈半利町以外の人から聞かれたときに「奈半利町どうなっちゅう」って言うき、役場の職員は税金は小遣いと思ってます、と言うことにしてます。これは私の実体験で、私は隣保館に教えに行っているときに買わんでもえいっていう物を、わざわざ買いました。使わないのでよその町、奈半利町以外へ何年も貸し出しました。そういうことが職員がするということは配置換えをしようがアンケートを取ろうが何をしようが無駄やと思います。

それと、この間の8月20日にここで会をしたときに私も 傍聴しましたが、住民の方に背中を向けてそれで会をする ってそんだけ住民をなめてるか、って思いました。とって も腹が立ちました。これはもう私が年寄りやし女やし男の 人と違うきって思われたらそれまでですけど、それは税金 自分たちの給料を貰っている住民に背中を向けて話をする って。しかもこんなに大事な会のときに、あんまりじゃな かったですか。そのことをそこの前にいる方に言いました。 「あれはぼくらが並べた席やないき、議会の並べた席やき 知らん」ってそれはないと思います。そういうことを、いか んかったらいかんって言える雰囲気じゃないとやっていけ ないんじゃないですか。

それともう1個、これはこのこととは関係ありませんが、 あるリハビリ病院で診察料をとっていたので、しかも診察 しないのに診察料を取っていたので、役場の偉い人にこう こうです、って言いましたらその話をスルーしました。私 は県の医事課にも社保庁にも行きました。電話もしました。 知事部局にも行きました。知事部局は個人の話だから取り合ってくれませんでした。返金するかなと思って、医事課へも何回も掛け合いましたけれども、それは私たちの仕事じゃないって言われました。県もそれは体質ですけど、元を糺せば奈半利町のその私が最初に発した時にその人が取り合ってくれてたら、きちんと払わなくてもいいお金を取られていた人たちにものすごい金額の返金があったと思っています。そういう偉い人がおる中で、人を変えようがアンケートを取ろうが何をしようが体質は変わりません。とにかく税金は税金として扱ってください。これはずっと何年も思っていました、やっと言えました。

竹﨑町長

Fさんの御指摘厳粛に受け止めさせていただきます。ただ、我々といたしましてはやはりそういう苦情、対応を少しでも、少しでもと言うたらまた申し訳ないんですけど、改善できるような形に全職員で努めていかなければならないという思いでございますので、そういうことでなんとか御理解をお願いしたいと思います。

質問者F

どういうふうな対処をするのかこれからきちんと見ていきたいと思いますけども、今までの前町長とかその前の町長とかのやってきたことが今に反映してると思うんですけども、それが分かったら分かったときに、町民から苦情が出たときに立場を変えてきちんと対応すべきものが役場の上の立場のある税金をどっさりもらってる人のそれが仕事ですよね。他に何の仕事があります。住民の為に働く以外に何の仕事がありますか。だから昔から奈半利町って言われますよね、奈半利町が一番高給取りは役場の職員やって私も聞いた事ありますけれども、それではいかんがじゃないですかね。またいらんこと言いました、また言われます、えらい女やねぇって。以上です。

竹﨑町長

すみません。先程私が言ったのはこういうことで、と言うのはまたこれ言い訳になるんですけど、Fさんアンケート取っても何してもいかんという言葉がございましたので。アンケートを取って内部で自浄能力を高めることであったり、この8ページに記載しておりますふるさと納税に関する改善策になっておりますけれども、一般の行政実務・住民対応含めて研修あらゆることを含めて対応を少しでも改善していかなければならないという思いでございますので、よろしくお願い致します。

質問者G

なかなか厳しい住民の皆さんの声を聞かせてもらいまし た。自分はですね、今後の中でどうしたらいいかというこ とを考えてきたわけですけれども、アンケートということ が出ましたけれども、アンケートじゃなくて、今日の意見 を含めたことを職員全員を集めて会をして、それによって 職員個々に意見を出してもらって、そしたらどうしたらい いかということになってくる。職員一人一人が意見を出す というか、そういうことをやってもらいたいと思います。 それともう一点、自分は何年か前に監査委員やりましたけ ど、監査委員言いますと何もかにも分かるかなと思うたら そうじゃないがです。1ヶ月に1日出てきます、それから あと2月3月に1週間、それから7、8月の間に1週間そ れは決算審査ですけれども。要は月に1回ながですよ。そ れで見る書類と言うのは支出命令書これくらいあります。 それを全部見ていきます。それだけで1日かかります。そ んなことじゃなかなか監査言うのは難しいがですよ。

それで自分が思うのは、やはり監査職員というのを設けてもらって、職員のなかでそういう細かい書類はその方が見てですね、ちょっとおかしいものに付箋をつけてもらってですね、それを集中的にチェックするとかそうでもせん限りね、中々いかんがじゃないかなと思います。それをね、どこでやってたかというとね、徳島県那賀町でやってまし

て、そこは合併前に収入役がものすごい公金を不正してまして、それで合併の選挙で町長になったがです。町長になってから分かったがです。なかなか太いお金ですのでなかなか分かりにくかったという事で、そこで那賀町が考えたのは監査委員の職員を作ったがです。ただその職員は職員に恨まれるがです、全部チェックしていますのでね。入札価格だけじゃなく全部です。けどそれだけの権限を町長が与えなかったらその職員は動けんし、役に立たんということになります。それをぜひ難しいと思いますけど御検討をお願いしたいと思います。以上です。

竹﨑町長

1点目のアンケートの件ながですけども、先ほども申しましたように一定の項目に分けまして記述式、意見を書いてもらうようにしてます。はいとかいいえとかじゃなくですね。職員の思いを書いてもらうようにしてますので、それをまとめていかに活かしていくかということやと思いますので当然意見の収集だけではいかん。これを活かして前進していくようにやっていきたいという思いでございます。

それとその状況によって全体会になるのかどういう形になるのかという事も含めて、1歩2歩進めてそれを基本に職場内には。それは職場内の話ですので、これがすべてではないですので、今後の改善の中には当然今日頂いた意見を反映せなぁいかん。今日だけやなくして、住民の方からの意見も、納税の改善策じゃなくしても基本的な行政事務に反映させていくとかそういうことは考えていかなぁいかんとおもいます。そのアンケートの件は職場内のアンケートですので、そこのところは理解をお願いしたいと思います。それと監査の関係です。これもこういうことになって議会の方からも色々監査制度のことでこういう意見もいただいております。自治法に定められておる中での一定監査の導入というか、検討もしましたけれども、なかなか当町の規

模では難しい部分もありまして、なんとか今の形にプラスできないのかということを課題として挙げておりますので、先ほどの御意見を参考にさせていただきたいと思います。

質問者F

若い夫婦で奈半利町がこんなことになったき、食べていけれんかもしれんき売れる先を探そうと思うて、話持っていきましたら、「いやーよかった。引っ越すところやった。」って言われました。そういう人がわざわざUターンIターンで来てるのに、引っ越さなあいかんような奈半利町にこれから先ならないように。さっきの町長の話ですけれど、議員さんの中からふるさと納税の話は早くから出てたみたいで、でも「若い人が頑張ってやりゆうがやき、おまん口出しすな。」っていう話もあちこちで聞こえてきました。そういうことがないようにもう少し流れを良くする方向で。

奈半利町は昔からそういうところがあったように私は感じてますので、そういう意見が出たときはきちんと拾い上げていくように。上におる人でも横の人でも構いません。きちんとそこは対応できるように、拾い上げてきたら、そこは上の人が話を聞くようにそういう体制を持っていてください。若い人がこれから住み着いていけるように頑張ってください。

竹﨑町長

御指摘のとおり、努力いたします。

質問者H

副町長さんにちょっと伺いたいがですけど、ふるさと納税が始まってから前町長とともに当初から関わりを持っちょったと思うがです。で、現在でもやはりなはりの郷の代表としてやっておられると思いますが、違いますか。そこで、一番内容を知るものとして副町長さんに意見を聞きたいと思います。今回の事に関して町長さんの意見はいっぱい聞いたけど副町長の意見は聞いてないので、そこのとこ

るをお願いします。どういう風に思っておられるのか、今 回の事件のことに関して。

高橋副町長

自分も両首長に仕えた副町長として今回の事件は自分もいくらか関わって大事な所では話をした部分もございます。特に今まで言われたように一人の職員がゼロからふるさと納税にかかわってきて百十何億まで積み上げてきた、そこは大変大きな本人の苦労はすごいものがあったろうと思います。

そういう部分の中で自分が何ができるのかという部分の 中で、一定自分もそういうフォロー的な部分含めてですね、 特に大きな奈半利町の重要施策として取り組んできており ましたので、なかなかそこに舵をとってブレーキをかける、 色んな部分がきかざったというような、今まで皆さんが議 論されてきたこと、今後についてどうしていかないかんか という総合的な話が議論されておる、提言もいただいてい るところでございます。自分としては、前町長含めてふる さと納税のなかでは一定自治体が自由にできる、寄付をし ていただいたお金は、まぁ。どっから返礼品という形が出 てきたのか自分もそこは定かではありませんが、全国的に そういう流れが出てきた中で一定町民がどうやってやった ら豊かに税収も上げてやっていけるかという中で、前町長 は一定返礼割合ということもふるさと納税が上がるにつれ てこういうやり方をしたらどうやろなぁという中で取り組 んできた。特にお米の問題も出てきましたけど山間部なか なか手間がかかって大変やと、そういうなかでは一定の値 段でこうちゃらんとなかなか百姓やいうものは成り立た ん。そういう部分ではやっぱり手間のかかる部分は手間の かかる部分として一定の価格で買ってあげようと、単純に 一例ですけれども。みんなのためにどうやったらえいろう という部分の中で来たというのは、本当にゼロからの真実 の話でそれに向かって一生懸命やってきた、自分もそうい

うつもりであります。

しかしどこで舵が狂ったか、今回みたいなことになって 大変残念でもあるし、自分は事務的なトップリーダーとし て責任は町長ともども痛感をして残念な身を切られる思い というかそういう思いであるのが現実なところです。いろ んな報道も含めてAさんが新聞を持ってきておりましたけ れども、自分らあも新聞を見るのが辛いばあの思いを。自 分も役場人生 40 年越して高校卒業して入ったわけですけ れども、まさかこんなことになるということは思いもより ませんでしたけれども。改めて自分の職責、職務の重大さ を痛感しております。ふるさと納税制度いうこと事態はほ んとに小さい自治体にやりかたによってはほんとに元気に なる、活性化になる、今までいろんな国の制度があったと 思いますけれども、これを上手に使って上手にすればほん とに素晴らしい制度のはずであるというのは今も自分の中 にはございます。たしかに残念ではなりませんけれども、 ぜひ2年後というか新たなスタートにつきましては色んな 人、みんなと話をしながらですね、ぜひ改めてみんなのた めに新しいものを築き上げて、不正もできない、みんなが チェックできてやれるようなもんにぜひ仕上げていきたい なぁと思っております。すみません、拙い話で。

質問者I

私は奈半利町の若い職員の方々で感じますのは、自治六法だとか法律をすごく勉強して職員の皆さんが私たち高齢者・子供たちみんなに寄り添ってくれて優しく、法律を頭の中に置きながら対応してくれて一生懸命やって下さる職員の方がたくさんいますので、これからも若い方に頼りたいし、奈半利町の将来をしっかりと見据えてお仕事をしてくださる。どんなときでも困ったときに相談に行ったときに対応してくださるそんな素晴らしい職員の方がたくさんいますので、そのことを私たち住民のみなさんが一緒に支え合って生きていくっていうこと、優しい心でともに輝い

てその先へ一緒に進んでいけたらと思っておりますのでどうかわたしたち住民が頼っていける素晴らしい職員町長さんをはじめ素晴らしいスタッフやと思っておりますのでどうか今後も奈半利町は素晴らしい、奈半利町になると思いますので、私たちも一生懸命カバーして素晴らしい奈半利町になるように頑張りますので、どうか今後とも職員の皆さんに感謝しながら若い方々に感謝しながら今後もどうかお願いしたいと思っております。

質問者A

民間の方に議会が機能していないというかたちで疑惑を 持たれている。議会の中から町に納入されているお米とか 野菜というのを言い値という形で。だから議会は何も言え ないということを聞きますが、御意見もらえたら。10人い る議員の中で何人いますか。数だけでも分かりませんか。

髙橋副町長

基本的に担当ありますけれども、議員さんの中でも息子さんが米を作っておるとか、息子さんの名前でふるさと納税納入しゆうというばあいもあるかもわかりません。漁師さんがおって息子さんの名前で出しよってという経緯もあるかも分かりません。詳しくは押さえてませんけれども議員さんがたくさんおるという話ではないと思います。

質問者A

そういう疑惑があるということで議会が何にもしないと 先ほどの方からも言われている。町民からも言われる。電 話もかかってくる。だから、そういうのがあるのであれば 当然そういう方々にも、そういう注意を促して今言われる ように高知新聞にも書かれちゅうように米が2倍ちょっ と。高い値段で、1等から3等まであるのが高い値段でと っていると噂がとんでるから、議員のそういう払拭をする ためにも何人ぐらい納入業者がいるのかということを、総 務課長あなたがふるさと納税の担当者やき。それが分から ん、今言えんという事自体は議会を庇うという事。

高橋副町長	かっちり処理、確認して言うたらいいがですけどおぼろ げながら2人ばあおるろかな
質問者A	2人いう事はない。野菜いれゆう、スイカいれゆう、米いれゆう。前の町長も米いれゆう。
高橋副町長	いや前の町長は。議員さんていう話やったき
質問者A	それは違うわ。それに議員になっちゅう人、なはりの郷の。 なはりの郷の議員になっちゅうき言いゆうわけよ。まあ言えんがやったらいい。それは町長、議会を庇うという事やき。結構です。
質問者B	最後の要請の部分だけ一点言い抜かっておったのでそれだけ言わしてください。 今後の町政への要請といたしまして、職員や町民の声に真摯に応えられるよう、誰もが安心して「悪いものは悪い、いいものは良い」と率直に声があげられるような、昔で言えば目安箱的な仕組みづくりと併せて、町職員の内部告発者保護制度の真の確立を図り、町政に反映させていただきたいと要請いたします。以上です。
畠中課長補佐	その他に御質問はございませんか。 無いようでしたら、今日の説明会はここで終わらせていただきたいと思います。様々な御意見ありがとうございました。 本日は、皆様の貴重なお時間を頂きましてこのような説明会に御参加いただき誠にありがとうございました。貴重な意見と御提案をいただきましたので持ち帰ってしっかりと今後に生かしたいと思います。

それでは、これにてふるさと納税に関する住民説明会を 閉会いたします。ありがとうございました

5. 閉会午後8時53分